

HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信 vol.13
2013年 春号
〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL.075-451-7766 FAX.075-432-2127
URL <http://www.takadakaikai.co.jp>
E-mail info@takadakaikai.co.jp

副所長所感

新年度を迎え、新たな気持ちで業務にお取り組みのことと存じます。平素は私共高田総合会計事務所をご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。お陰さまで3月の確定申告期も無事に終わることができ、少しほっとしているところですが、税務署はこれからが税務調査の本番ということで意気込んでいる状況でございます。気持ちを切り替えて業務に邁進していく所存でございます。

税務調査といいますと、前号でも触れました通り、本年1月1日より税務調査手続きが変更されております。本年に入り、税務職員がお客様に直接電話をかけたり、突然訪問するということが出てきております。もし、『突然税務署が来た！』ということがございましたら、私共に電話にてご一報いただければ、弊社職員が責任をもって税務署調査官と話をいたします。その上で、必要であれば改めて日程調整をして調査立会いをさせていただきますのでどうぞご安心ください。

さて、話は変わりますが、この度私共が創業当初から関与させていただいている企業様が創立周年記念事業を開催されました。私もお招きいただき、多くのご来賓の方々とお話をさせていただきました。その中で、企業は自社の企業努力だけではなく、多くの関係者の方々の協力のお陰で成り立っているということを改めて感じました。継続企業の節目にこのようにお集まりいただく取引先があってこそ事業は成り立つものです。

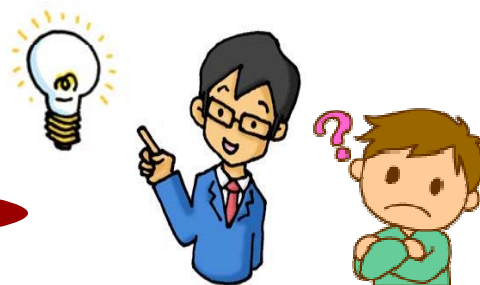
晴れがましいというお声も耳にしますが、創立周年は大きな節目です。自社が5年先、10年先にどのような企業になりたいかを考えていただく格好の機会です。社長様だけではなく、働く社員の皆様も会社の創業当初や会社のカラーを改めて確認し、また、取引先様への日頃の感謝のお気持ちを伝えられるよい機会にされてはいかがでしょうか。

最近の社会情勢は、アベノミクスの効果で円安、株高と動いており、土地に関しても先日公表されました公示地価では全国的な値上がりを見せております。京都でもこの勢いに実経済が追随し、7月の参議院選挙を過ぎてもこの状況が続いてくれることを期待するとともに、皆様の御会社が永続繁栄され、ご事業が益々ご発展されますことを切に祈念申し上げます。

高田総合会計事務所
副所長 高田 直浩

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



今回のテーマ：教育資金の一括贈与が非課税に！？

あきんど： 子供や孫に教育費を贈与しても贈与税がかからなくなったんだったって？

タカダ： そうだね、従来から扶養親族相互間で必要な都度、直接教育費に充てる為の財産の贈与に関しては贈与税が非課税だったんだよ。

必要な都度ってところがポイントで、例えば小学生に大学の費用を贈与するようなケースは非課税じゃなかったんだ。

それが今年の4月1日から平成27年12月31日までの期間内であれば、1500万円（学校以外の塾などに対する支払いは500万円）までの金額なら、将来かかる教育費を一括で贈与を受けても、贈与税が非課税になったんだ。

あきんど： へー、すごいね。じゃ小学生が将来かかる教育費をまとめて贈与してもらっても贈与税がかからないんだね。他に気をつけるところはある？

タカダ： いままでの制度と違うところは、贈与者が受贈者の直系尊属つまり両親や祖父母、曾祖父母に限定されているところかな。おじ・おばからの贈与はだめなんだ。

他には、受贈者が30歳になるまでに贈与してもらった金額を使いきれなかった場合、余ったお金は30歳の誕生日に贈与されたことになるんだ。

それからこの制度を利用するには金融機関にこの制度を利用することを伝えて、お金を信託したうえで金融機関から税務署に「教育資金非課税申告書」を提出してもらう必要があるよ。

あきんど： じゃ、勝手に孫や子供の口座にお金を預けるだけじゃだめなんだね。

タカダ： そう。それから、受贈者が払い出したお金を教育資金に使ったっていうことを証明する書類を金融機関に提出しないとイケないんだ。

あきんど： 結構大変そうだね。教育資金以外には使えないようになってるんだね。

タカダ： 教育資金といっても、色々な種類があるから気をつけよう。

例えば、塾でつかう本を一般の本屋さんで購入した場合は非課税の対象にならないよ。塾を指導する者の名前で領収書ができるものに限られてるよ。

1500万円の範囲に入るのか、500万円の範囲なのか、全然だめなのか支払う前に確認してね。

高年齢雇用継続給付について

平成 25 年 4 月より男性が、平成 30 年より女性の厚生年金支給開始年齢が現行の 60 歳から 61 歳に引き上げられました。これに伴い法律も整備され、企業は 4 月より 60 歳を迎える従業員のうち、希望者全員を 65 歳まで継続雇用することが義務付けられました。

今回は、企業の負担を軽減し、雇用希望者の雇用継続を援助・促進することを目的とした、高年齢雇用継続給付(在職者対象給付金)制度についてご紹介いたします。

概要	高年齢者の就業意欲を維持、喚起し 65 歳までの雇用継続を援助・促進することを目的とした制度です。
要件	以下の要件をすべて満たすことが必要です。 ①60 歳以上 65 歳未満の雇用保険一般被保険者であること ②被保険者であった期間が 5 年以上あること ③原則として 60 歳時点(到達時前 6 ヶ月の平均賃金)と比較して、60 歳以後の賃金(通勤手当を含む)が 60 歳時点の 75%未満となっていること
給付支給額	60 歳以後の各月に支払われた賃金の 0~15%(支給率)です。 但し、賃金の「低下率」により イ)低下率が 61%以下(賃金が 39%以上減少)の場合の支給額は 【支給対象月に支払われた賃金額】×15%(支給率) ロ)低下率が 61%を越えて 75%未満の場合(賃金が 26~39%未満の減少)の支給額は、低下率により支給率が 0~15%となります。 *支給率の計算については別途算定式があります。 例えば、低下率が 65%の場合、支給率は 10.05% 低下率が 70%の場合、支給率は 4.67%となります。
その他	●60 歳到達時の賃金月額が 69,600 円(下回る場合は 69,600 円が適用)~450,600 円(上回る場合は 450,600 円が適用)です。この金額は毎年 8 月 1 日に改正されます。 ●60 歳到達時に「60 歳到達時等賃金証明書」の提出が必要とされます。

■ A さんの場合



京都市在住
扶養家族なし
60 歳定年後、
嘱託契約に移行

【60 歳まで】		【給付後】	
月額給与	300,000 円	月額給与	183,000 円 (61%・117,000 円減少)
健康保険料	17,295 円	健康保険料	10,377 円 (月額変更後金額)
厚生年金	25,149 円	厚生年金	15,089 円 (月額変更後金額)
所得税	6,750 円	所得税	3,200 円
住民税	12,466 円	住民税	6,041 円 (翌年度税額)
雇用保険料	1,500 円	雇用保険料	915 円
		高年齢雇用継続給付	27,450 円
受取額	236,840 円	受取額	174,828 円 (62,012 円減少)

この制度を活用することにより、給料は減額になりますが、高齢者雇用継続給付金の受給や社会保険料の減額(月額変更は 3 ヶ月後)、所得税の減額、住民税の減額(翌年度より)などが見込めるので実質の減収額は暫時軽減できることとなります。

高年齢雇用継続給付(在職者対象給付金)制度の支給申請手続きは公共職業安定所(ハローワーク)で行ってください。なお、ご不明な点やお問い合わせがございましたら担当職員までお尋ねください。

経営革新等支援機関の認定を受けました！！

平成 25 年 3 月 21 日付で、弊社は経営革新等支援機関の認定を受けました。これにより顧客の皆さまに多様な経営サポートが可能となります。今回は、この経営革新等支援機関とはどのようなものかについてご紹介いたします。

■経営革新等支援機関とは？

経営革新等支援機関とは、近年、中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化するなか、企業が安心して経営相談等が受けられることを目的に設立された、国が認定する公的な支援機関としての位置づけをもつものです。同支援機関の支援を受けると、各種経営相談や情報提供を必要とされた際に、中小企業基盤整備機構による各分野の専門家の派遣など、必要に応じて、多方面の専門家により構成されたチームによる専門性の高い支援を受けることも可能となります。

■経営革新等支援機関から支援を受けるメリットは？

経営革新等支援機関から事業計画策定の助言や遂行のサポートといった支援を受けることで、次のようなメリットがございます。

①融資の際の信用保証料率の減免（概ね△0.2%）措置を受けることができます。

②一時的に業績悪化を来し、日本政策金融公庫・商工中金より運転資金の融資（セーフティネット貸付）を受けの際、最大で基準利率から 0.6% 引下げた利率での融資を受けることが可能となります。
※適用に関しましては、一定の要件を満たす必要がございます。

③経営革新等支援機関の支援を受けた中小企業が、建物付属設備または器具備品を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることができます。

対象業種：商業、サービス業、農林水産業

期 間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得

対象となる資産：建物付属設備（1 台 60 万円以上）または器具備品（1 台 30 万円以上）

税制措置：取得価額の 30% の特別償却または取得価額の 7% の税額控除
（当期法人税額の 20% を限度）

※所得税額についても同様

上記は一例です。

より詳しく知りたい点などございましたら、担当職員までお尋ねください。

※支援の内容により有償となるサービスもございます。あらかじめご了承ください。

高田総合会計事務所

2013 年 4~6 月

事務所休業日及び税務カレンダー

※赤字の日が事務所休業日です



4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

1 日 1 月決算法人の確定申告
7 月決算法人の中間申告
29 日 昭和の日
30 日 2 月決算法人の確定申告
8 月決算法人の中間申告

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3 日 憲法記念日
4 日 みどりの日
5 日 子どもの日
6 日 振替休日
31 日 軽自動車税・自動車税の納付期限
3 月決算法人の確定申告
9 月決算法人の中間申告

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

17 日 所得税の予定納税の通知
7 月 1 日 4 月決算法人の確定申告
10 月決算法人の中間申告